

第7章 地域福祉推進のための 仕組みづくり

1 地域福祉を推進するための総合的な仕組みづくり

1. 船橋市のコミュニティ

現在、市内に24の地区コミュニティが設定されており、その地区コミュニティごとに、地区自治会連絡協議会（市全域では船橋市自治会連合協議会）、地区民生児童委員協議会（市全域では船橋市民生児童委員協議会）、地区社会福祉協議会が設置されています。

地区自治会連絡協議会は、地域における活動の基盤である自治活動を実施している町会・自治会が連携することで自治活動の更なる活性化を目指す組織です。

地区民生児童委員協議会は制度ボランティアとして福祉の第一線を担う民生委員・児童委員が連携・協力しながら、地域における課題の解決や民生委員活動の質の向上、行政との連携の強化等に取り組んでいます。

地区社会福祉協議会は地域福祉を推進していくことを目的とする団体として社会福祉法に明確に位置づけられている社会福祉法人船橋市社会福祉協議会の支部として地区コミュニティごとに設置されています。

そして、この3団体はそれぞれの立場から地域福祉を推進していくために、積極的な取り組みがなされています。

また、総合計画では24の地区コミュニティを統合する形で、南部・西部・中部・東部・北部の5行政コミュニティが設定されていることから、この5行政コミュニティを広域的な地域福祉の推進を考える際の基準となる保健福祉地区としても位置づけています。

保健福祉地区別の概況は次のとおりです。

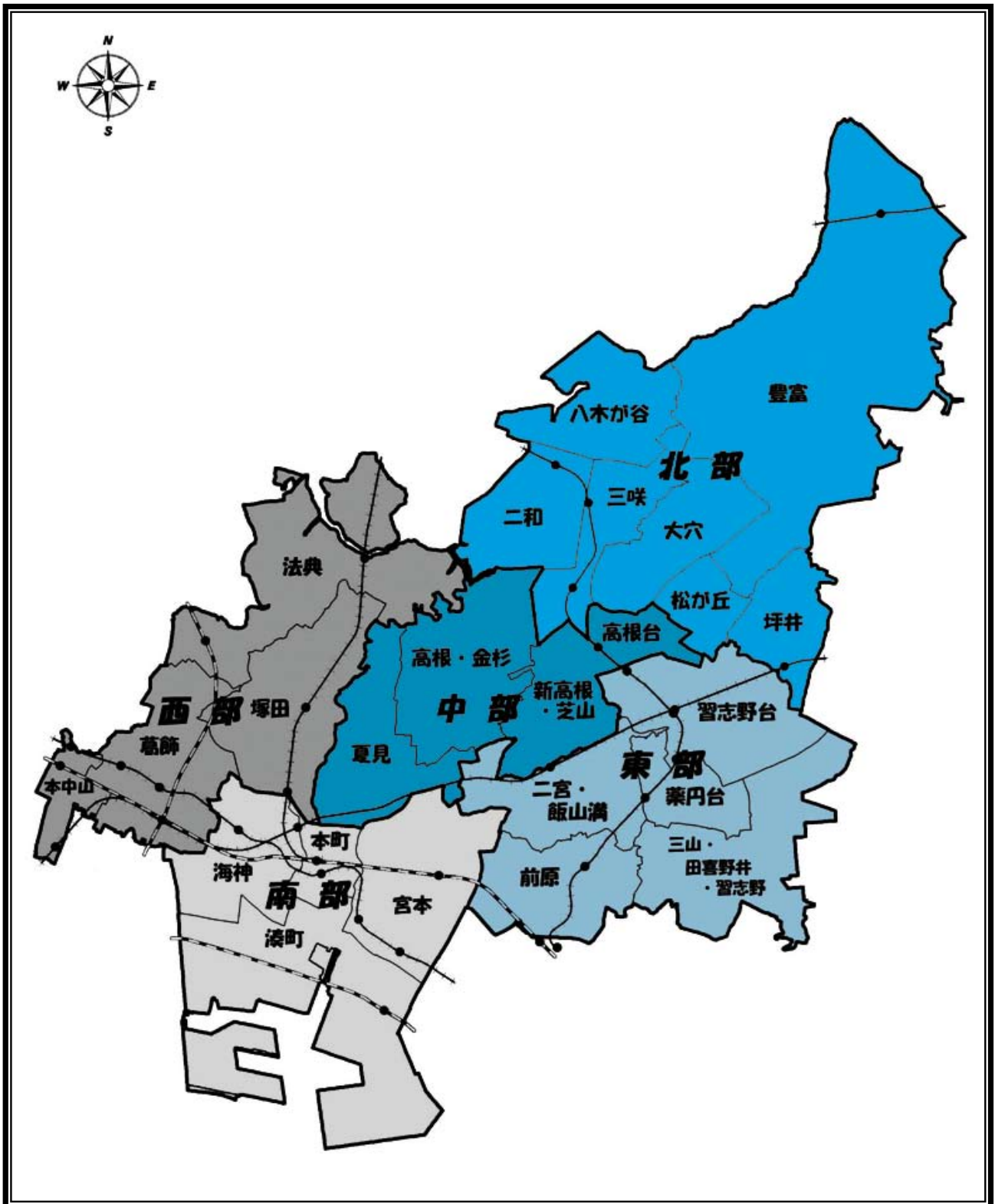
保健福祉地区（行政コミュニティ）の概況

	面積 (ha)	人口 (人)	年少人口 (0歳～14歳)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	高齢人口 (65歳以上)	高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
南部	1,544.30	104,185	13,186	73,343	17,656	16.9	51,056
西部	1,514.00	136,973	20,688	95,554	20,731	15.1	60,391
中部	1,093.20	80,192	10,569	50,854	18,769	23.4	34,588
東部	1,617.00	165,071	23,217	111,240	30,614	18.5	71,294
北部	2,795.50	104,522	13,771	66,072	24,679	23.6	41,736
合計	8,564.00	590,943	81,431	397,063	112,449	19.0	259,065

※人口：平成21年4月1日現在

住民基本台帳をもとにした、年齢3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）です。

5 行政コミュニティと24地区コミュニティ



地域福祉推進のための仕組みづくり

第7章

2. 地域資源の有効活用

地域福祉を推進していくための担い手として期待されているのが、地域に住む住民一人ひとりです。地域には、さまざまな知識や技術を持った人が存在しますが、どのような人が地域にいるのかがわかるような仕組みが、整備されていないのが現状です。

そのような人的資源の活用・育成のため、市民一人ひとりが地域に貢献する役割を持っていることを認識するとともに、地域で活躍できる仕組みを作っていくため、地域における各種イベントの開催や各種講座を充実させます。

さらに、船橋市社会福祉協議会内のボランティアセンターと市民活動サポートセンターとの連携を深め、さらに市民活動情報ネット等の活用等により地域福祉活動に関心のある人にさまざまな情報を提供し、活動を始めやすい体制づくりを進めます。

また、地域福祉を推進していくには人的資源を確保するだけでなく、活動の拠点となるような施設を確保するといった物的な地域資源も必要となってきます。

現在ではさまざまな活動が公民館を中心に行われていますが、生涯学習のニーズの高まりとともに、会場の確保が難しいのが現状です。そこで、地域における福祉活動の拠点を確保していくために、新規に建設する公共施設における地域福祉活動スペースの確保や学校の余裕教室の活用などを進めていくとともに、地域にある町会・自治会館の有効活用や福祉サービス事業者の施設の開放、商店街の活性化にもつながる空き店舗の再利用などを進め、必要な活動拠点の確保を図ることが重要になってきます。

保健福祉地区（行政コミュニティ）別の地域資源は次のとおりです。

（平成21年8月調査）

地域資源一覧

高齢者関連施設

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
老人福祉センター	1	1	1	1	1
老人憩いの家	14	9	10	5	6
ゲートボール場	4	2	1	3	1
地域包括支援センター	1	1	2	1	0
在宅介護支援センター	5	4	4	7	4
デイサービスセンター	7	4	1	6	2
特別養護老人ホーム	5	3	0	5	3
養護老人ホーム	0	0	0	1	0
軽費老人ホーム	1	2	0	4	1
介護老人保健施設	3	1	1	4	2
居宅介護支援事業者	36	26	22	25	18
訪問看護	3	5	6	2	2
訪問介護事業所（ホームヘルプ）	32	18	23	7	12
訪問入浴介護事業所	2	3	1	1	0
訪問リハビリテーション	3	0	2	1	2
通所介護（デイサービス）事業所	18	16	12	19	14
通所リハビリテーション事業所	3	1	2	6	2
短期入所生活介護事業所	6	3	0	6	3
短期入所療養介護事業所	3	1	1	3	2
有料老人ホーム	0	3	3	1	1
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	4	4	3	6	4
認知症対応型通所介護	3	1	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1	2	0	1	1

障害者関連施設

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
知的障害児通園施設	0	0	1	1	0
簡易マザーズホーム	1	0	1	0	0
ことばの相談室/こども発達相談センター/親子教室	0	2	1	0	1
知的障害者更生施設	0	0	0	2	1
知的障害者授産施設	0	0	0	2	0
知的障害者グループホーム・グループホーム・生活ホーム	8	0	0	13	6
身体障害者授産施設 (小規模作業所含む)	0	1	1	1	1
身体障害者福祉ホーム	0	0	0	1	0
地域活動支援センター	4	4	5	3	1
生活介護事業者	1	3	0	4	0
就労支援事業者	5	3	0	3	1
精神障害者生活訓練施設	0	0	0	1	0
地域生活支援事業登録事業所	17	12	12	12	4

子育て関連施設

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
保育所（市立）	4	4	10	2	7
保育所（私立）	7	12	3	6	8
幼稚園	12	9	6	7	11
子育て支援センター	0	0	1	0	1
児童ホーム	5	4	3	4	4
放課後ルーム	14	9	10	11	10
小学校	15	9	10	11	11
中学校	8	4	4	7	6
高等学校	4	3	3	5	3
大学、専門学校	3	0	5	1	1
児童養護施設	0	0	1	0	0
病児・病後児・休日保育	1	2	2	0	2

保健医療関連施設

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
保健センター	1	1	1	1	0
病院	7	1	5	5	5
一般診療所	83	67	70	39	33
歯科診療所	86	68	69	39	36
保健所	0	0	1	0	0
公衆浴場	1	5	11	0	0

生涯学習関連施設

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
公民館	5	5	4	7	4
市民文化ホール	0	0	1	0	0
市民文化創造館	0	0	1	0	0
市民ギャラリー	0	0	1	0	0
茶華道センター	0	0	1	0	0
視聴覚センター	0	0	1	0	0
図書館	1	1	1	1	0
図書室・図書コーナー	2	2	3	4	2
体育施設	6	7	8	11	8
青少年会館/青少年キャンプ場	0	0	1	1	0

都市基盤施設等

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
街区公園	65	54	34	41	31
近隣公園・地区公園	3	2	1	3	3
総合公園・運動公園	0	1	0	1	1
緑地・緑道	25	27	11	30	13
児童遊園	47	30	26	44	22
ゴミ焼却場	0	0	1	1	0
清掃センター	0	0	1	0	0
リサイクルセンター/再生センター	0	0	0	1	1
下水道処理場	0	0	2	0	0
駅（路線別）	8	10	9	5	1
公共駐車場（か所）	0	0	3	0	0
公共駐輪場（か所）	19	25	26	9	3
市場	0	0	1	0	1
郵便局	11	9	9	7	7
警察署・交番	5	6	7	4	5
消防署・分署・出張所	4	3	1	2	3
市営住宅（か所）	6	2	1	3	0
借上福祉住宅・借上公営住宅（か所）	5	4	4	2	6
県営住宅（か所）	2	0	2	3	0
特定優良賃貸住宅（か所）	9	17	9	0	7
高齢者円滑入居賃貸住宅（か所）	21	31	14	4	2
高齢者向優良賃貸住宅（か所）	1	1	2	1	2
UR賃貸住宅・分譲住宅（か所）	4	4	2	1	5
雇用促進住宅（か所）	0	1	0	2	0

その他

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
市役所・出張所・連絡所	4	3	2	3	2
市民活動サポートセンター	0	0	1	0	0
消費生活センター	0	0	1	0	0
女性センター	0	0	1	0	0
勤労市民センター	0	0	1	0	0
心配ごと相談所	1	1	1	1	1
民生委員・児童委員	200	143	139	124	121
市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	5	4	5	7	4
ボランティアセンター			1		
社協事業					
・ふれあい・いきいきサロン回数	71	95	93	120	82
・ミニデイサービス回数	96	85	89	140	81
・子育てサロン回数	82	68	50	108	33
地区社協ボランティア人数	397	525	300	477	331
たすけあいの会	8	3	1	10	8
福祉団体	43	22	28	30	31
福祉ボランティア人数	933	372	1066	539	853
主たる事務所を置くNPO	38	27	49	20	24
従たる事務所を置くNPO	4	3	8	5	1
町会・自治会会館数	81	32	52	81	38



3. 福祉人材の育成とネットワーク化

社会福祉法は、地域住民、NPO・ボランティア団体などの市民組織及び社会福祉事業者が中心となって地域福祉を進めていくこととしており、そのための中核的な役割を担う組織として社会福祉協議会をあげています。

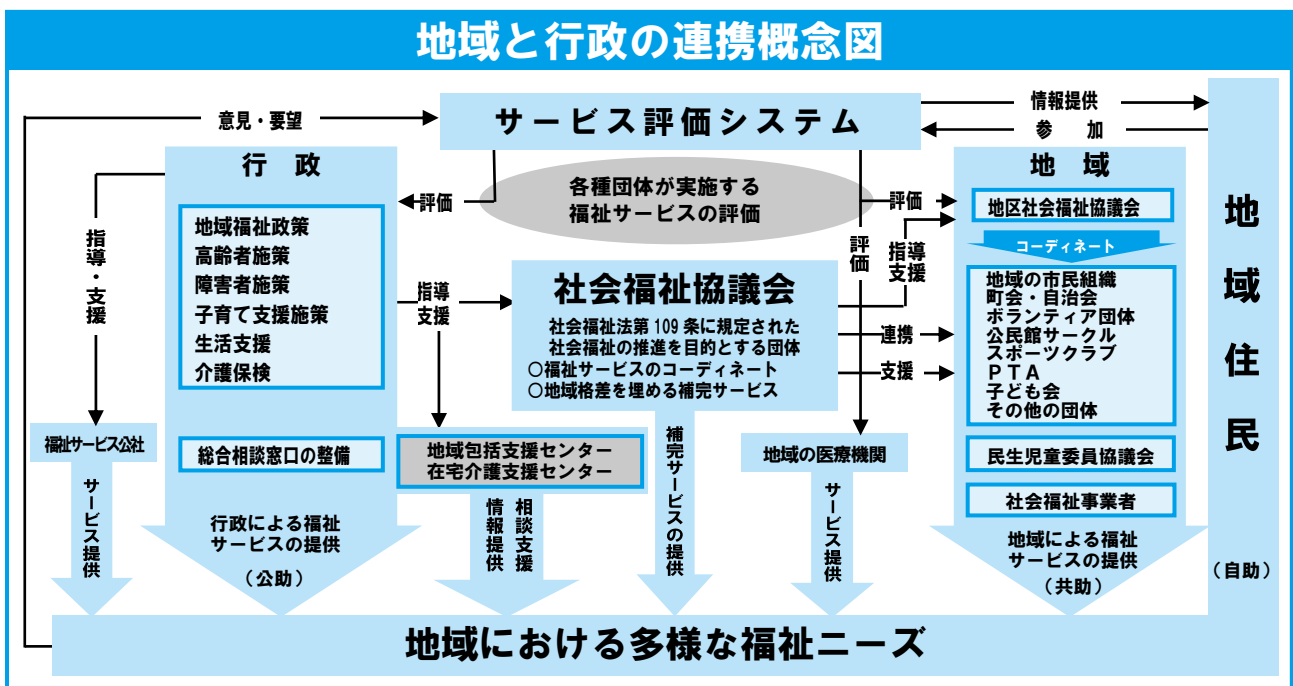
地域福祉を効率的に推進していくためには、社会福祉協議会を中心とした地域における住民の主体的な福祉サービスと行政の実施する全市的な福祉サービスとの連携を図っていくことが必要です。

特に地域福祉を推進していく中心となる地区社会福祉協議会の事務局員が地域コーディネーター（公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知識を有し、個人、組織、制度などをコーディネートして地域の中でさまざまな課題の解決にあたる人）の役割を担えるよう、人材育成・発掘を図るとともに、その機能の位置付けを明確にしていきます。

4. 地域福祉を推進するための仕組みづくり

地域においては、地区社会福祉協議会がコーディネート機能を持ちながら、町会・自治会、地区民生児童委員協議会、NPO・ボランティア団体、サークル団体、社会福祉事業者などの地域の諸団体が連携し、多様な地域の福祉ニーズに対応できる体制づくりを進めます。

また、福祉サービスを利用する方が適切な選択をする上で、必要な情報を得るための第三者評価制度については、社会福祉事業者に対する制度の普及を進めるとともに、福祉サービス以外のサービスに対する評価制度についても創出を図ります。



5. 個別計画と調和のとれた総合的な福祉の推進

福祉の個別計画として、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者施策に関する計画」、「次世代育成支援行動計画」などが策定されています。

地域福祉計画は、健康・福祉部門の横断的な計画として、「ふなばし健やかプラン21」とともに、健康・福祉部門のさらなる充実に向けて両輪として機能していくことが期待されております。

また、福祉の部門だけでなく、「生涯学習基本構想・推進計画」や「都市計画マスタープラン」、「**移動円滑化基本構想⁷³**」等の各部門で策定された個別計画で捉えている課題を横断的、かつ総合的に福祉課題として捉えることができる計画が地域福祉計画です。

いずれの個別計画も総合計画の各分野を実現していくために策定されたものであり、基本的な理念は一致していますので、地域福祉計画でも各計画に記載された関連事業について推進を図ります。

また、さまざまな規制が緩和され、労働環境が変化してきたところに不況の波が押し寄せたことから、ホームレス、ニート、**ワーキングプア⁷⁴**、**ネットカフェ難民⁷⁵**などの新たな社会問題が浮かび上がり、注目されています。

他にも行政の縦割りによる課題への対応だけでは解決できない問題を抱えた市民が増えています。その中でも、上記にあるニート、ネットカフェ難民は、既存の福祉制度による支援を受けておらず、また、近所づきあひもないことから、地域や職場、学校といったネットワークにも属さないため、社会的に孤立する傾向が強い、いわゆる「社会的排除」と呼ばれるようになってきました。このような人たちは、原因が重層的になっているため、なかなか解決が難しいところです。

このような新たな社会問題に対し、教育委員会や福祉関係機関、国、NPO、企業などが連携することが必要となってきました。

また、生涯学習やまちづくりなどの保健福祉部門以外の分野の、市民が生き生きと暮らしていくために欠かすことのできない計画や構想についても、既存の福祉の枠を超えて連携していくことが必要です。

さらに、社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」は、地域が中心となって策定した福祉計画であり、地域福祉計画と両輪のような関係になっており、内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図りながら、「自助」「共助」の項目の具現化を図ります。

⁷³ 「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市全体の交通バリアフリーに対する考え方を示す構想。(H14年度策定)

⁷⁴ 働いているにも関わらず、収入が生活保護水準以下という暮らしをしている人達のこと。

⁷⁵ 24時間営業のインターネットカフェ（マンガ喫茶とも言われる）で寝泊りする住所不定の人達の総称。

2 計画の進捗管理・評価の仕組みづくり

1. 進捗管理・評価の体制づくり

計画の実現に向けて、本来なすべき施策はもちろん、縦割り部局間の枠を越えて連携するだけでなく、地域住民、ボランティア、事業所、社会福祉協議会などの関係団体や機関とも連携を図り、支援を行う一方、計画の進捗状況について定期的な進行管理や評価を実施する必要があります。

そのため、本計画を推進するための体制として、行政職員が参加しない市民委員のみで構成されている地域福祉計画推進委員会を組織し、その推進委員会で進捗管理をしていきます。

2. 進捗管理と評価の方法

第1次船橋市地域福祉計画を進捗管理する仕組みとして、公助項目については項目を具現化する個別事業を、関連する担当課や関係部局に毎年調査をして、自己評価や改善点、今後の予定を含めて回答してもらい、「地域福祉計画推進事業要覧」としてとりまとめて、庁内各課だけでなく市民にも公表しています。共助項目については、市社会福祉協議会が策定した「船橋市地域福祉活動計画」の進捗状況の報告を受けています。

この「地域福祉計画推進事業要覧」と市社会福祉協議会からの報告を、市民のみの委員で構成する「地域福祉計画推進委員会」に提出し、その内容を検証・評価した後、推進委員会からの意見を市長及び市社会福祉協議会会長へ提言することで、今後の取り組みに活かしてもらっています。

こうした進捗管理の仕組みは、今後も継続していきながら、より良い仕組みについても検討していきます。

なお、今後の地域福祉計画は推進委員の意見や社会状況及びさまざまな福祉制度の変化などを踏まえ、次期計画策定の際に見直していきます。

